



法定相続情報証明制度の活用について



法定相続情報証明制度により発行される法定相続情報一覧図の写しを利用すれば、次のような**メリット**があります。

- ▶ 本制度は、被相続人名義の不動産がない場合（例えば、遺産が銀行預金のみの場合）でも利用することが可能です。
- ▶ 預金口座がいくつもある場合には、同時に相続手続きが進められ、時間短縮となります。
- ▶ 各種相続手続きで戸籍除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。
- ▶ 不動産登記手続きにも使用できます。
- ▶ 保存期間中（5年間）は無料で一覧図の再交付をすることが可能です。

お時間に余裕のない方は、戸籍等の収集、一覧図の作成は専門家（*）に依頼することができます。

* 司法書士，土地家屋調査士，弁護士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士

詳しくは最寄りの登記所（法務局）までお尋ねください。

金沢地方法務局

「未来につなぐ相続登記」促進 市町空き家対策 強力サポート

金沢地方法務局 & 石川県司法書士会 & 石川県土地家屋調査士会

未来につなぐ相続登記

～次世代の子どもたちのために～

地域の活性化

相続登記をしないと・・・

- ・再開発が進まない
- ・空き家の管理・利活用ができない
- ・不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと・・・

- ・公共事業が進まない
- ・防災・減災の取り組みができない
- ・災害復旧に大きな労力・時間がかかる

相続登記が様々なトラブル
を防止します！



未来につなぐ

相続登記をしないと・・・

- ・2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- ・「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと・・・

- ・農地の集約化ができない
- ・農地・山林が放置されてしまう

私たちは、相続登記の促進、空き家対策のサポートに努めています。

石川県司法書士会

総合相談センター

「へるぷねっといしかわ」 **相談無料**

面接相談予約：**076-291-7070**

(金沢地区 水曜日 18:00～20:00)

電話相談専用：**076-292-8133**

(平日10:00～16:00受付)



石川県土地家屋調査士会

建物に関する登記・土地の境界・不動産の表示に関する登記の**無料相談**(随時受付)

電話相談受付：**076-291-1020**

(平日10:00～16:00受付)



金沢地方法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kanazawa/>